

【佐賀県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>発表基準として、災害事例を用いて定性的に示しているが、降雨量等の定量的な判断基準を示す必要があるのではないか。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>特別警報の発表地区単位は県全体一括ではなく、市町単位など細分化するべきではないか。数年前に市町村単位へ細分化した意味は何だったのか。実際に災害対応の第一線となる市町及び住民の立場で考える必要がある。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行います。今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>周知の措置の義務は、警報解除時も必要かが不明であり、定めるべき。</p>	<p>特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除します。なお、特別警報解除後に(特別警報でない)警報や注意報が残る場合もあります。 特別警報の解除についても、周知の措置の義務があり(改正気象業務法第十五条の二)、直ちに行っていただく必要があります。</p>
<p>特別警報についての住民への事前周知はもっと多くのメディアなどを活用して積極的に行うべき。ほとんどの住民は特別警報のことを知らない。広報不足である。</p>	<p>特別警報の運用開始以降も、広報活動を継続し、発表時に国民が適切な対応をとれるよう、最大限の努力を行います。</p>